民間資金等活用事業推進委員会第28回総合部会(概要)

日 時:平成21年10月15日(木)16:00~18:00

会 場:中央合同庁舎第4号館2階第3特別会議室

出席者:山内部会長、前田部会長代理、碓井委員、髙橋委員、宮本委員、

伊藤(信)専門委員、伊藤(陽)専門委員、今道専門委員、小幡専門委員、土屋 専門委員、光多専門委員、美原専門委員

赤羽弁護士、江口弁護士、野村清水建設株式会社投資開発本部上席マネージャー、 平原新日鉄エンジニアリング株式会社建築・鋼構造事業部総合・システム建築ユニットPFI事業推進部長、水野総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室長、 吉田国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室長

事務局:小橋民間資金等活用事業推進室長、稗田参事官、吉田補佐、山本補佐

議事概要:

(1) PFI標準契約(案)-施設整備型・サービス購入型を中心に-について

事務局より、資料1~4に基づき、標準契約(案)の追加・修正点や追加の論点について説明。委員からの主要な意見は下記のとおり

【表題について】

- ・(B委員)表題について、主題だけが残って曲解されないように、1を付けるなどして主題でも識別できるようにすべき。また、副題自体についても、対象となる施設の分類をPFI法の分類の形で明記したほうがよい。
- ・(A専門委員)これが唯一の標準契約書と誤解されるのは確かによくない。「施設整備型・サービス購入型スキーム版」などとするとよいかもしれない。
- ・(C委員)PFI事業には多様な類型があり、今回の標準契約書はいろんな分類の中の一丁目の一番地であるいうことを明確にすべき。また、資料1の ページで、1の は新築と修繕の間に改築と増築があること、1の では事業規模によって契約の中身も変わってくることを明記すべき。

【協議が整わない場合について】

- ・(A専門委員)協議する時間を予め区切り、協議が整わない場合は管理者等が選定事業者に通知をするという項目では、イコールフッティングな議論が出来ないのではないか。・(E専門委員)協議が整わない場合に管理者等から選定事業者に当面の措置を通知することは適当ではない。また、紛争協議の手順が明確に示されておらず、ADRや係争のあり方を協議とは別項目にして、明確に示すべき。
- ・(F出席者)現在の条項では、協議がまとまらないが選定事業者に不服があるときは、 第68条第5項の調停手続きに進むことになるため、ここの記述を充実させなければなら ない。
- ・(事務局)協議不調の場合については、考え方として、事業を進めるものについては管理者が一定の措置を示し、損害の負担等については関係者協議会のほうに進んでもらうという形にしている。一定の措置の通知がなければ、選定事業者が拒否権を持つ可能性が出てくることが懸念されるからである。

- ・(E専門委員)何が問題となっているか、事情により異なる。管理者と事業者のどちらが費用を負担するかが問題となる場合に、片方が一方的に判断を下すと、問題がこじれる。一方的に判断を下したときに、合理的にすむものとすまないものの両方のケースがあるのが実態。
- ・(G委員)協議不調の場合については、「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」(以下「基本的考え方」とする)のときにも議論したが、関係者協議会の手続きのところで議論がとまっている状況。ここを掘り起こすと時間がかかりすぎるから、問題の所在は脚注か何かで。
- ・(D出席者)協議不調の場合に公共側が最終的に判断をする場合も実際にある。どういう場合に理由があるとか、カテゴリーのようなところを書いて、手続き的な必要があるということは書いておくべき。

【補足、注釈について】

- ・(F出席者)「基本的考え方」でも深い議論がなされているので、標準契約案の中で「基本的考え方」を引用するなど、相互に連結させるような関係を契約書の中に入れるべき。
- ・(C委員)将来的には、単に(注)で補足するだけでなく、条文ごとにコンメンタール的に解説をする形式にする必要性がある。
- ・(I専門委員)標準約款という形式である以上、条文に書きこめない点については、考え方を注で書いていくという方向でよい。本標準契約の対象となる施設についても、ページのマッピングだけでは抽象的に広がってしまうので、補足的に注で示す必要がある。

【業務要求水準を変更する場合について】

- ・(H専門委員)管理者等が業務要求水準を変更して費用が増額する場合、その増額分は 管理者等が負担するのが原則だと考えるが、現在の条項ではその点が明確になっておらず、このままだと実務上大きな支障が出る。
- ・(G委員)「基本的考え方」の15ページの表では、管理者等が要求水準の変更を求めるときは追加のコストについて事業者と協議し、合意できない場合は契約から離脱することが出来るとしており、両者のバランスを取っている。
- ・(H専門委員) 運営業務の比重が高い病院 P F I では契約の離脱は合理性があるが、施設整備型では契約の離脱という選択は現実的でない。要求水準を変更して費用が増額する場合は原則管理者が負担するという原理原則が、この契約書から抜け落ちてしまっている点に問題がある。
- ・(C委員)当事者間で主張が異なると予想されるものについては、事前に明確化できる点について、標準契約書に規定しておくことが重要である。
- ・(G委員)契約の離脱でなく協議を続けることを前提とすれば、最終的に第68条第5項の調停に進む前に、必要な手続きを経た上で暫定的な措置をとるという手続き規定を第13条の(注)に書き込めばよい。
- ・(C委員)業務要求水準書等を変更する場合に、協議が整えばどのように変更してもよいというわけではなく、入札時の公正性が保たれるように配慮する必要がある。

【その他】

- ・(A専門委員)監視職員については、置くこと自体は賛成だが、「監視者」という名前とその権限についてはよく考えたほうがよい。
- ・(D出席者)第57条の(注)については、「第58条第2項及び第59条第2項において

- も、解除の事由を踏まえつつ同様の考え方をとる」としたほうがよい。また、第 57 条第 1 項の「によるほか」は入れる必要がなく、削除したほうがよい。
- ・(E専門委員)管理者等と選定事業者の関係については、合理性がある場合にのみ管理者等の優位性を認めるべきであり、そうでない場合には権限をイーブンにする形で管理者の裁量性を排除するべきで、例えば第9条の許認可等はそのような修文が必要である。
- ・(M出席者) PFI事業においては管理者と事業者で役割が異なり、可能な限り民間事業者に任せるのが基本なので、その点を配慮いただきたい。
- ・(H専門委員) 不可抗力の損害負担について、第 41 条で「維持管理・運営に係るサービス対価の 1 年分の 100 分の 1 」は民間事業者の負担となっているが、年間総額の 1 %でなく、不可抗力によって実際に損害が生じた維持管理・運営項目に係るサービス対価の 1 %であることを明確にすべき。
- ・(L専門委員)実務的には履行保証保険契約に依拠した事業契約が作成されており、また保険会社がリスク負担をしているという点が融資の判断材料にもなるので、違約金の充当については、「充当することができる」ではなく、「充当する」としてほしい。
- ・(M出席者)維持管理・運営段階で選定事業者が管理者等に損害を与えた場合の損害賠償規定を追加するべき。サービス対価を減額するという方法も考えられるが、サービス対価の減額として想定されるのは事業者が業務を怠った場合であるたため、別途損害賠償の規定が必要である。
- ・(N専門委員)経営状況の報告について、管理者等が事業者の財務状況をまず自分で把握できる体制にしたうえで、公認会計士・監査法人に調査を依頼するという仕組みにするべきである。
- ・(C 委員) 第 65 条第 6 項に「必要があると認めるとき」とあるが、何をもって必要か ということについて触れるべき。

本日の議論を踏まえて修文作業を行い、標準契約(案)の ページの留意事項に更に 検討が必要である旨を追記したうえで、総合部会の当面の取りまとめとし、次回の委員 会で山内部会長より報告いただくことが了承された。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室 TEL. 03-3581-9680,9681